

**えひめ
災害時のBCP等認定
審査要領
(簡略版)**

**令和7年度第2回認定
(令和7年11月申込用)**

令和7年10月

えひめ建設業BCP等審査会

- 目 次 -

1	目 的	1
2	認定の概要	2
2-1	認定対象となる建設会社	2
2-2	認定に関する手続きの流れ	2
①	申込	3
②	審査	3
1)	書類審査	3
2)	面接審査	3
③	認定証等の発行	3
④	認定証の有効期間	3
⑤	認定会社における新設合併、吸収合併、事業譲渡及び社名変更の申告	4
3	申 込	5
3-1	申込書類	5
3-2	申込方法	6
3-3	申込先	6
3-4	申込期間	6
3-5	申込書類の受付確認について	6
4	審 査	7
4-1	審査内容	7
4-2	審査基準	8
①	書類審査	8
②	面接審査	8
5	審査書類の作成	9

(巻末)

えひめ災害時のBCP等認定申込書(様式1)	13
えひめ災害時のBCP等認定の申込添付書類(一覧)(様式2)	14
参考ー有効期間のパターンー覧	15
参考ー建築基準法における耐震基準の概要	16

1 目的

今後30年以内の発生確率が60～90%程度以上とされている南海トラフ巨大地震では、大規模広域災害の発生が危惧されており、建設会社の事業活動にも甚大な影響が及ぶことが予測されます。

そのため、大規模広域災害時においても建設会社が早期に企業活動を再開して、会社を存続させるとともに従業員の雇用確保やその家族の生活を守るため、また、建設会社が地域の守り手として、被災後速やかにパトロールや応急復旧などに着手し、地域の安全・安心を早期に確保するには、建設会社があらかじめ「事業継続計画（BCP）」を策定することが必要不可欠であります。

そこで県では、県内の各地域における建設会社の皆様の「事業継続計画（BCP）」策定の取組みを支援することとし、各会社で行っている事業継続力を高める取組み（基礎的な事業継続力）について、えひめ建設業BCP等審査会（県及び大学の委員で構成）において認定することとしました。

建設会社の皆様におかれましては、事業継続計画（BCP）の策定に取り組んでいただき、策定後は定期的な訓練等を通じて計画を見直すなど、より実効性のある計画とすることで、地域防災力の向上に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2 認定の概要

本審査要領をもとに審査を行い、適合した申込会社に対し、えひめ建設業BCP等審査会（以下「審査会」という）が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、**新規は2年間、継続更新は3年間の有効期間をもつ認定証**を発行します。

・ 2－1 認定対象となる建設会社

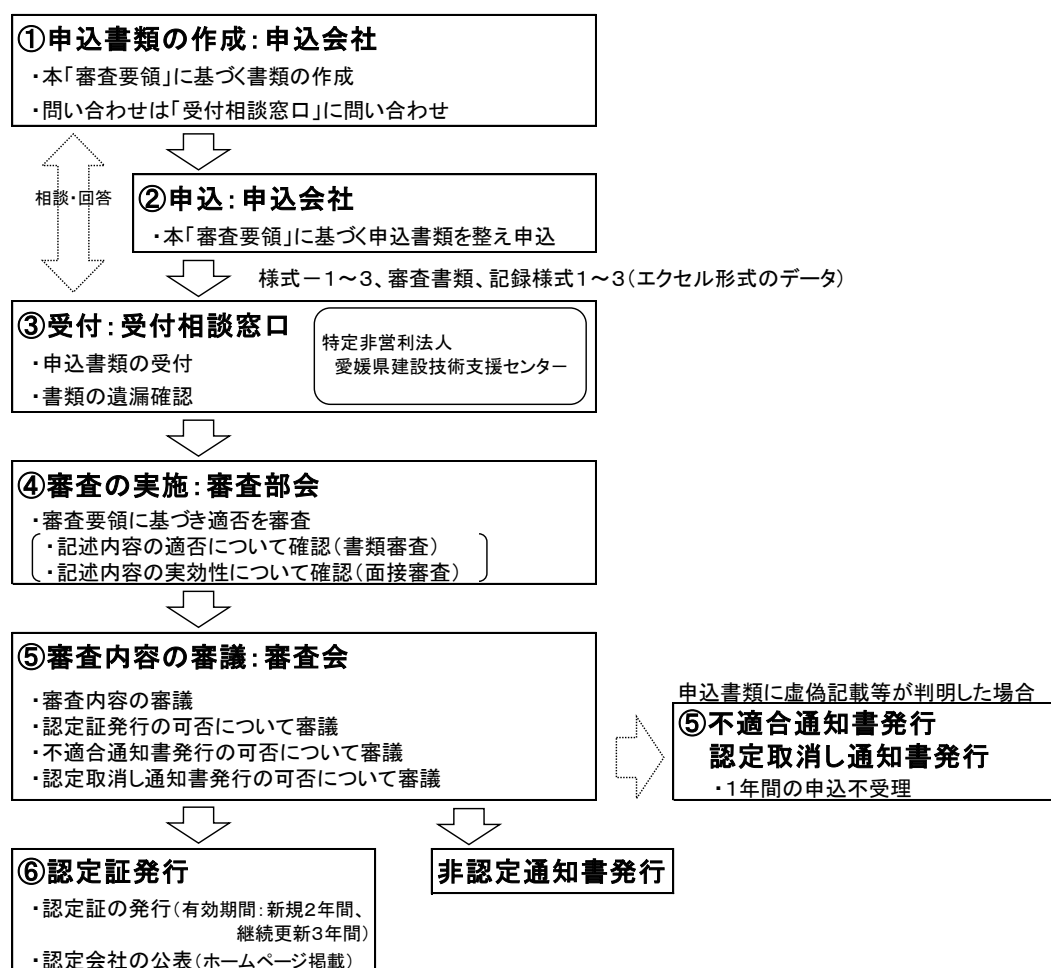
認定審査の対象となる会社は、県における令和7年・8年度一般競争参加資格の内、「土木一式工事」の「S等級」、「A等級」及び「B等級」に認定されている愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する建設会社とします。ただし、愛媛県内に本店を有しない建設会社の県内従業者数は80人以上とします。また、既に「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定証の交付を受けている建設会社（以下「認定会社」という。）の継続更新については、全て認定審査の対象とします。

なお、「四国建設業BCP等審査会（事務局：四国地方整備局）」で既に認定証の交付を受けている建設会社については、認定の有効期間内に限り、本審査要領による「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定されているものとします。

・ 2－2 認定に関する手続きの流れ

認定に関する手続きの流れは以下のとおりです。

「建設会社における事業継続力認定」の手続きの流れ



① 申込

申込種別は「新規」及び「継続更新」とし、事業継続力の認定を受けようとする建設会社（以下「申込会社」という）は「審査要領」に基づく書類を作成し、受付相談窓口にて申込を行ってください。

② 審査

審査部会は「書類審査」と「面接審査」を実施します。

1) 書類審査

本審査要領に基づいて、申込書類の記載内容を審査します。

2) 面接審査

記載内容の実効性について面接で確認します。面接の対応者については、説明者に加え、説明補助者の出席を求めます。なお、面接審査日程については、別途通知します。

※審査後、認定・非認定にかかわらず「修正事項メモ」を送付しますので、面接時の書記（メモ取り）の方は不要です。

※面接時の出席者は実効性確認のため、社内の人に限りです。

③ 認定証等の発行

審査部会での審査に適合した申込案件について、審査会にその内容等を諮り、審議の結果により認定証を交付します。認定日は、審査会開催日とします。

ただし、継続更新の申込日から旧認定証の有効期限までの期間が半年以上ある場合は、認定日は今回の審査会開催日ではなく、有効期限より5ヶ月以内に開催される審査会開催日とします。

審査会において認定レベルに達していないと判断された場合は、理由を付して非認定通知書を交付します。継続申請（継続更新）において非認定通知を受けた建設関連企業からの再申請については、非認定通知書を交付した日より6か月間（旧認定証の有効期限と一致）にわたり受け付けません。

なお、虚偽記載等が判明した申込については、審査会にてその内容等を諮り、不適合通知書を交付します。不適合通知書の交付を受けた申込会社は、不適合通知書の交付日から1年間は再申込を受け付けません。

また、認定を受けた後に、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合は、審査会にその内容等を諮り、認定取消し通知書を交付します。認定取消し通知書の交付を受けた建設会社は、認定取消し通知書の交付日から1年間は再申込を受け付けません。

④ 認定証の有効期間

認定証の有効期間は、新規は認定証の交付日（審査会開催日の月末日）から2年後の月末日、継続更新は新認定証の交付日（旧認定証の有効期限と一致）から3年後の月末日とします。ただし、有効期間内に継続更新申込を行い、審査会が旧認定証の有効期間を過ぎて開催された場合は、審査会開催日までを有効期間とします。

有効期間内に継続更新申込を行わなかった場合は、旧認定証の有効期間をもって失効とします。また、審査会において継続更新が認められない場合は、その非認定通知書の交付日（旧認定証の有効期限と一致）をもって失効とします。なお、継続更新申込は、申込日から旧認定証の有効期限までの期間が1年以内とします。

継続審査において非申請もしくは非認定後、再度申請する場合は継続申請（継続更新）とし、申請前に事業継続計画の見直しや訓練の実施を1回以上必要とします。直近の有効期限から2年間申請がない場合は、新規として取り扱うこととします。（□参考ー有効期間のパターンー一覧 p15）

⑤認定会社における新設合併、吸収合併、事業譲渡及び社名変更の申告

認定証の有効期間内に新設合併、吸収合併、事業譲渡及び社名変更が発生した場合においては、速やかに認定会社自ら「3-3 申込先（表2 事務局）」に書面により申告するものとします。

3 申込

・ 3-1 申込書類

本認定の新規及び継続更新申込に必要な書類（申込書類）は以下のとおりです。
各書類の様式は、巻末「申込に必要な様式」に示しています。

- ① えひめ災害時のBCP等 認定申込書（様式1）
- ② 「えひめ災害時のBCP等認定」の申込添付書類（一覧）（様式2）
- ③ 審査書類

(<https://www.pref.ehime.jp/page/8117.html>)

申込書類は原則、A4サイズ（縦使い）で作成してください。ただし、横使いの方が見やすい資料はこの限りではありません。

なお、③審査書類は、後述する「5 審査書類の作成」に示す確認項目毎に順番にとりまとめてください。

なお、愛媛県内に本店を有しない建設会社は、県内従業者数80人以上を証する書類として、法人の道府県民税の直近の確定申告において、愛媛県に提出した地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第3条で定める課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）の写しを提出してください。

※ 審査書類に記載される個人情報の取り扱いについて

当認定にかかる審査は、書類に記載された内容の適否について確認を行うため、申込会社及び関係会社の事業所や社員の方の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等の情報も含めて審査が行われる場合があります。審査では、これらの個人情報（以下「申込会社等情報」といいます。）の適正な保護を重大な責務と認識し、この責務を果たすために、次の方針の下で審査書類に記載されている個人情報を取り扱います。

- ・ 「申込会社等情報」は、個人情報の保護に関する法律・関係法令及びその他の規範を遵守し、適正に取り扱います。
- ・ 保有する「申込会社等情報」について、申込者からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼を所定の窓口でお受けして、誠意をもって対応いたします。

※ 申込にあたっての注意点

申込者において作成される書類は、連絡先や社員の住所など個人情報を多く含んでいるため、会社として、個人情報の管理方法を定めておくことが重要となります。

そのため、申込書類の作成にあたって、以下のような事項について配慮が必要となります。

- ・ 書類の保管方法や改訂時の差し替え書類の取り扱い方法
- ・ 書類の社員への周知方法（例えば、連絡先や住所など個人情報を除いた概要版を作成し全社員へ配布など）
- ・ 関係先との連絡先等の情報共有方法（例えば、「個人情報の保護に関する法律その他の関連法令」の遵守をお互いに取り交わす。など）

※ 書類作成にあたっての留意点

書類の作成にあたり、各項目について、要点をまとめ見やすいものにする必要があります。

そのため、申込書類の作成にあたって、以下の事項について留意する必要があります。

- ・ 書類は基本的にはモノクロ印刷とし、**ハザードマップ等カラーでない」と判別できない物はカラー印刷**とします。
- ・ 書類は**1ページからの通し番号を記載**して下さい。
- ・ ファイル綴じは不要ですが、クリップなどで留めてください。
- ・ 仕切り紙、インデックスは不要です。（インデックスは貼らないでください。）

・ 3－2 申込方法

以下の申込先に、申込書類一式 2 部、または申込書類一式 1 部＋CD（PDF）を持参または郵送にて、申込期間内必着で申込してください。

申込み書類の受付後において、申込み書類に記載された内容の変更は認めません。

・ 3－3 申込先

申込の受付及び認定に関する相談窓口（以下「受付相談窓口」という）を設置します。

表 1 受付相談窓口

受付相談窓口	所在地	電話番号/E-Mail
特定非営利活動法人 愛媛県建設技術支援センター 受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00 (土日、祝祭日を除く)	〒790-0001 松山市一番町 4 丁目 1 番地 2 愛媛県自治会館 5 F	089-932-3900 bcp2025@ace-support.org

表 2 事務局

事務局	所在地	電話番号
愛媛県 土木部 土木管理局 土木管理課 技術企画室	〒790-8570 松山市一番町 4 丁目 4-2	089-912-2646

・ 3－4 申込期間

申込期間は、土日、祝祭日を除く令和 7 年 11 月 4 日 9 時から令和 7 年 12 月 5 日 17 時（郵送の場合 12 月 5 日消印有効）までとします。

・ 3－5 申込書類の受付確認について

申込書類を郵送される場合は、メールにて受付完了日時を報告します。

4 審査

以下に示す内容に関して、「書類審査」と「面接審査」を行います。

・ 4－1 審査内容

表2「確認項目と確認内容」に示す内容について、災害時の基礎的な事業継続力を備えるうえで重要と考えているポイント（表3「確認ポイント」）を踏まえ、「書類審査」及び「面接審査」を実施します。

表2 確認項目と確認内容

確認項目		確認内容
A	受ける被害の想定と重要業務の選定	A－1 受ける被害の想定 A－2 重要業務の選定 A－3 発動基準
B	災害時の体制と目標時間の設定	B－1 災害時の体制 B－2 目標時間の設定 B－3 社員及び家族の安否確認方法
C	拠点の確保及び人員と資機材等保有の状況	C－1 対応拠点・代替連絡拠点の確保 C－2 自社所有の人員と資機材
D	連絡体制の確保及び人員と資機材等の調達	D－1 発災直後に連絡体制を確保する必要な関係機関と対象工事 D－2 自社外からの人員と資機材等の調達及び連絡体制
E	事業継続計画の改善	E－1 事業継続計画の見直しの実施と計画 E－2 訓練の実施と計画 E－3 事業継続計画の課題改善の実施と計画

表3 確認ポイント

【確認ポイント】 ・ 災害対応を行える内部体制となっているか。 ・ 行政機関等と連絡できる体制が整っているか。 ・ 災害対応のための資機材や人員を確保できる体制が整っているか。 ・ 事業継続計画の課題解決、着実な改善のための取り組みの準備がなされているか。 (認定の継続更新申請の場合は、取り組みを実施しているか。)

・ 4－2 審査基準

① 書類審査

表 2「確認項目と確認内容」に示す内容の全ての項目が適合した書類となっているかを確認します。

② 面接審査

以下の 3 点について確認します。

- ・ 「**災害時に確実に機能するか**」
- ・ 「**災害時に機能するための準備がなされているか**」
- ・ 「**事業継続計画の課題解決、着実な改善のための取り組みの準備がなされているか**
(認定の継続更新申込の場合は、取り組みを実施しているか)

なお、面接審査を受けなければ非認定となります。

【注意】以下の取り組みが確認できない場合、非認定となることがあります。

(新規・継続更新)

- ・ 面接審査において、自社の策定した事業継続計画の内容を把握しているか

(継続更新)

- ・ 前回申込以降の期間について、計画に基づく訓練の実施が、最低でも 1 年に 1 回行われているか
- ・ 前回申込以降の期間について、事業継続計画の見直し（前回申込時の修正事項メモを認定直後に見直し、反映しているか）が、最低でも 1 年に 1 回行われているか

※やむを得ず訓練計画のとおり実施できなかった訓練は、実施状況記録に訓練名、実施時期とその理由を記載して下さい。

5 審査書類の作成

本章では、審査書類の記載内容を示しています。

- ・審査書類の作成は、表2に示している、「確認項目」「確認内容」の全てについて確認しますので、えひめ災害時のBCP（審査書類の記載例）〔愛媛県ホームページよりダウンロード下さい。〕を参照し、記入の有無や内容について確認しながら作成し、提出してください。
- ・経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）においては、構成会社それぞれで作成することを基本としますが、経常JVとして連携すべき活動事項については、構成会社間で整合を図って下さい。

（再掲）表2 確認項目と確認内容

確認項目		確認内容
A	受ける被害の想定と重要業務の選定	A－1 受ける被害の想定 A－2 重要業務の選定 A－3 発動基準
B	災害時の体制と目標時間の設定	B－1 災害時の体制 B－2 目標時間の設定 B－3 社員及び家族の安否確認方法
C	拠点の確保及び人員と資機材等保有の状況	C－1 対応拠点・代替連絡拠点の確保 C－2 自社所有の人員と資機材
D	連絡体制の確保及び人員と資機材等の調達	D－1 発災直後に連絡体制を確保する必要な関係機関と対象工事 D－2 自社外からの人員と資機材等の調達及び連絡体制
E	事業継続計画の改善	E－1 事業継続計画の見直しの実施と計画 E－2 訓練の実施と計画 E－3 事業継続計画の課題改善の実施と計画

**※A－1～E－3までの全てについて、上記の順番に記載してください。
順番が異なると「非認定」となる場合があります。**

A 受ける被害の想定と重要業務の選定

自社の周辺地域で大規模な災害が起きた場合、例えば、自社の施設が被災して使用できない、半数の社員が参集できないなど、業務を行う上で相当の制約が生じることが想定されます。自社に被害が無いことを前提とした計画では、業務全てを行うことはできません。

一方で、建設関連企業は復旧活動の中心的な役割を担う業界であり、発災直後からの迅速な活動が各方面から期待されています。

このため、「受ける被害を想定」し、発注者や取引先、所在地域周辺から期待されている業務を認識し、優先的に取り組むべき「重要業務」を設定し、社員が自動的に対応拠点や担当の現場に参集を始めるなどの行動に移れるようにするため、初動対応の「発動基準」を明確に決め、全社員に周知しておくことが重要です。

B 災害時の体制と目標時間の設定

発災後迅速に事業を実施、継続は、参集した社員の中で緊急対応を行うわけですが、大規模な被害の中で、状況に応じて即座に各自の役割を判断するのは難しく、対応の遅れや誤った判断に繋がりがねません。緊急対応として社内の誰がどのような役割を果たすのか、その「対応体制」や「役割」を予め決めておくことが重要です。

さらに、災害対策本部長などの災害体制の指示者との連絡が取れず、対応が滞ることも考えられます。このような状況を回避するため、「災害対策指揮者の代理者及び代理順位」が決まっており、災害対策本部長本人及び代理者がこれを十分認識していることが重要です。

次に、定められた重要業務に対して、それらを災害発生の何時間後、何日後までに実施するという「目標時間を設定」し、これらの組織体制と指揮命令系統を明確にしておき、即座にそれらを発動させる必要があります。

そのとき、経営者が不在の場合や、連絡がつかない場合もありますが、指揮命令系統の上位者は、災害時の緊急対応（事業継続）が可能な社員を把握することが対応の第一歩となります。固定電話による連絡網で安否確認を行うことを計画している会社も多いかもしれませんが、災害時には回線の切断や輻輳により、電話が繋がりにくい状況が想定されます。社員同士が近隣の地域に住んでいる場合は、直接出向いて安否を確認することも考えられます。また、近年の災害で有効性が示されている携帯メールの活用や安否確認システムの導入といった方法も考えられます。災害時においても、社員やその家族の「安否を確実に確認」する方法が決まっていることが重要です。

C 拠点の確保及び人員と資機材等保有の状況

災害時には、自社の「対応拠点」を設置して、社内や周辺の被害状況に関する情報を収集するとともに、関係公共団体等と確実に連絡を取ることが必要であるため、そのための拠点を決めておくことが重要です。

しかし、この対応拠点が、社屋の被害や浸水、周辺の火災、地域のライフラインの途絶などにより使用できない場合も想定されます。その場合、たとえば会社の幹部の自宅や関係のある会社の一部を借りる等して確保することが考えられます。本来の対応拠点と同様の機能は確保できなくとも、連絡を取り対応を決めるための「代替連絡拠点」を選定していることが重要です。

また、災害時において組織が迅速に事業の継続もしくは再開を行うためには、自社で確保可能な「人員や資機材」の種類や量を概ね把握していることが重要です。

D 連絡体制の確保及び人員と資機材等の調達

災害が発生した場合、発注者から建設会社に連絡が取れなければ、早期の応急復旧対応等に支障をきたすことになり、そのような状況を回避するため、発注者と確実に連絡が取れる体制の確保が必要であり、そのためには、発災直後に連絡を取ることが重要な、国、県、市町などの公共団体や建設業協会等の「連絡先」と受注している業務を把握しておくことが重要です。

また、建設会社の多くは自社だけで必要な人員と資機材を確保できるわけではないでしょうから、災害時に不足する人員と資機材の提供を依頼できるよう、常日頃から関係のある協力会社などの「連絡先」を把握していることが重要です。

E 事業継続計画の改善

より実効性のある事業継続計画とするには、これまで作成してきたA～Dの確認項目における事業継続の課題を整理し、P D C Aサイクルにより事業継続計画を改善していくための「課題の改善計画」を作成することが重要です。

また、災害時にも事業を継続または迅速に再開するには、全社員が対応の内容を認識し、実行できるようにしておかなければなりません。このためには、「災害時対応の訓練」（発動基準、対応拠点、代替連絡拠点、対応体制、代理者及び代理順位の確認とそれに基づいた役割確認等の机上訓練や実動訓練）の実施などが必要です。これら訓練について、「訓練計画」を作成し、訓練を実施し、改善していくことが重要です。

(巻末)

申込に必要な様式

(様式 1)

えひめ災害時のBCP等 認定申込書

令和 年 月 日

えひめ建設業BCP等審査会会長 様

ふ り が な
会 社 名

ふ り が な
代表者 役職・氏名

〒
所 在 地 住所

電 話

「えひめ災害時のBCP等認定審査要領」に基づき、当社の事業継続力の認定について次のとおり申込みます。

1. 申込種別： 新規 ・ 継続更新 （どちらかを○で囲むこと）
2. 添付書類
・「えひめ災害時のBCP等認定審査要領」に基づく審査書類 1式

【担当窓口】

所属部署・役職：

氏 名：

連 絡 先：TEL

FAX

E-mail

「えひめ災害時のBCP等認定」の申込添付書類（一覧）

会 社 名 :

確認項目		確認内容	掲 載 ページ
A	受ける被害の想定と重要業務の選定	A－1 受ける被害の想定	
		A－2 重要業務の選定	
		A－3 発動基準	
B	災害時の体制と目標時間の設定	B－1 災害時の体制	
		B－2 目標時間の設定	
		B－3 社員及び家族の安否確認方法	
C	拠点の確保及び人員と資機材等保有の状況	C－1 対応拠点・代替連絡拠点の確保	
		C－2 自社所有の人員と資機材	
D	連絡体制の確保及び人員と資機材等の調達	D－1 発災直後に連絡体制を確保する必要な関係機関と対象工事	
		D－2 自社外からの人員と資機材等の調達及び連絡体制	
E	事業継続計画の改善	E－1 事業継続計画の見直しの実施と計画	
		E－2 訓練の実施と計画	
		E－3 事業継続計画の課題改善の実施と計画	

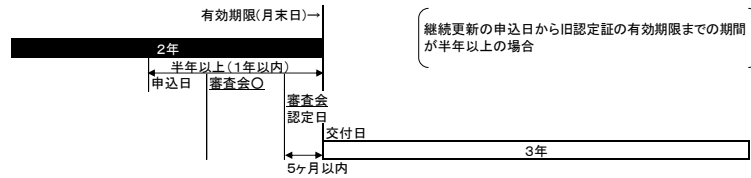
**※A -1 ～E -3 までの全てについて、上記の順番に記載してください。
順番が異なると「非認定」となる場合があります。**

□参考－有効期間のパターン一覧

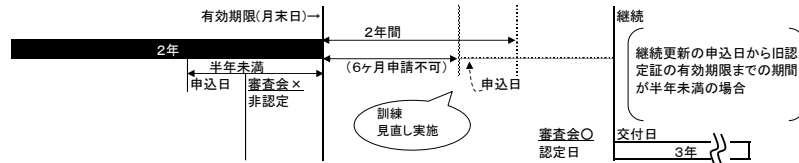
I－1－1 継続更新の審査会が有効期限内に開催され認定された場合



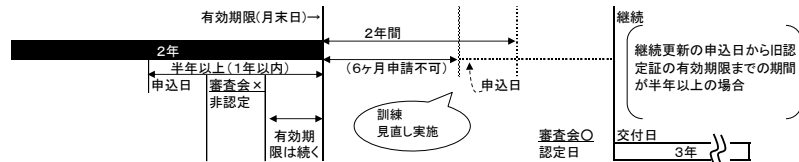
I－1－2 継続更新の審査会が有効期限内に開催され認定された場合



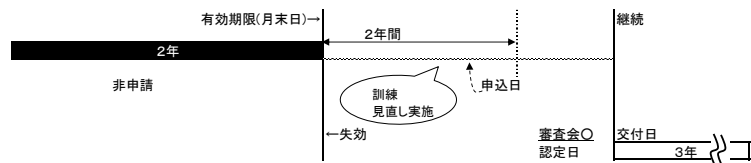
I－2－1 継続更新の審査会が有効期限内に開催され認定されなかった場合



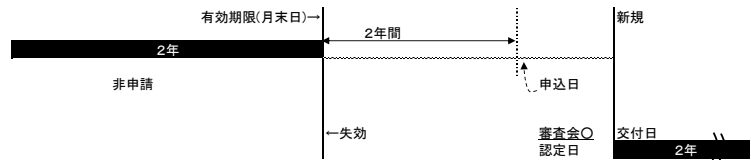
I－2－2 継続更新の審査会が有効期限内に開催され認定されなかった場合



I－3－1 継続更新を有効期限内に申し込みせず、有効期限から2年以内に再申込する場合



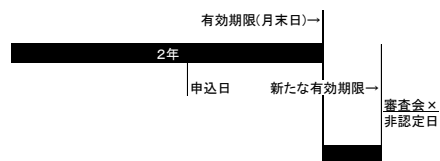
I－3－2 継続更新を有効期限内に申し込みせず、有効期限から2年経過後申込する場合



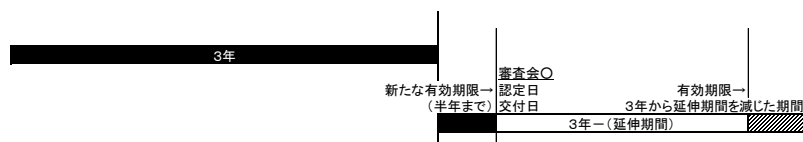
II－1 継続更新の審査会が有効期間を過ぎて開催され認定された場合



II－2 継続更新の審査会が有効期間を過ぎて開催され認定されなかった場合



III 天災その他やむを得ない事由により継続審査を受けることができなかった場合



□参考一建築基準法における耐震基準の概要

建築基準法における耐震基準の概要

(1/4)

現在の建築基準法における耐震安全性の目標は、「大規模地震において倒壊・崩壊しないこと」であり、**構造体の部分的な損傷は生じます**。また、「どの時点の耐震基準により建築確認されているか」により耐震性能が異なりますので、**自社施設被害の想定にあたっては十分留意して下さい**。

- 昭和56年5月以前の建築基準法施行令
 - ・中規模の地震で倒壊しない。



昭和53年 宮城県沖地震

- 昭和56年6月1日施行(昭和55年建築基準法施行令の一部改正)
 - ・中規模の地震でほとんど損傷しない
 - ・大規模地震(阪神・淡路大震災クラス、震度6強～7に達する程度)において倒壊・崩壊しない

※別紙2/4参照

保有水平耐力/必要保有水平耐力 = 1.0(重要度係数1.0)以上



阪神・淡路大震災による建築物等に係る被害
 ○昭和57年以降の建築物
 ・倒壊又は崩壊、及び大破 → 8.6%
 ・軽微、小破及び中破 → 55.3%

※別紙3/4参照

- 平成12年6月1日施行(平成10年建築基準法の一部改正(残分)及び平成12年建築基準法施行令の一部改正)
 - ・阪神・淡路大震災の教訓を反映

※別紙4/4参照

熊本地震による建築物等に係る被害
 ○昭和56年6月～平成12年5月の建築物
 ・倒壊・崩壊及び大破 → 16.6%
 ・軽微・小破・中破 → 55.7%
 ○平成12年6月以降の建築物
 ・倒壊・崩壊及び大破 → 5.5%
 ・軽微・小破・中破 → 30.2%

※別紙3/4参照

建築基準法における耐震基準の概要

(2/4)

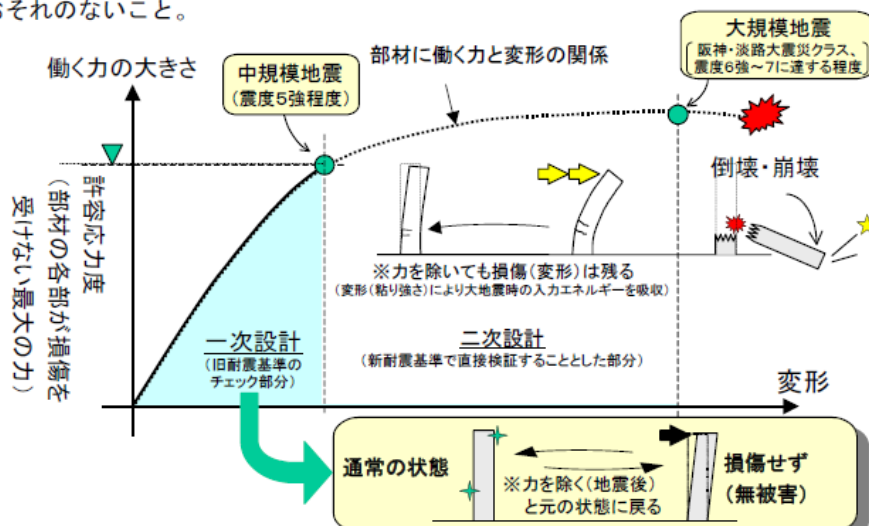
昭和55年改正建築基準法施行令(昭和56年6月1日施行)における耐震安全性

○許容応力度計算(一次設計)

特徴「中規模の地震動でほとんど損傷しない」ことの検証を行う。(部材の各部に働く力 ≤ 許容応力度)
 ⇒建築物の存在期間中に数度遭遇することを考慮すべき稀に発生する地震動に対してほとんど損傷が生ずるおそれのないこと。

○保有水平耐力計算(二次設計)※

特徴「大規模の地震動で倒壊・崩壊しない」ことの検証を行う。(保有水平耐力比 $Q_u/Q_{un} \geq 1$)
 ⇒建築物の存在期間中に1度は遭遇することを考慮すべき極めて稀に発生する地震動に対して倒壊・崩壊するおそれのないこと。



※ 二次設計には、保有水平耐力計算の他、より簡易的な許容応力度等計算より高度な構造計算方法である限界耐力計算等がある。

建築基準法における耐震基準の概要

(3/4)

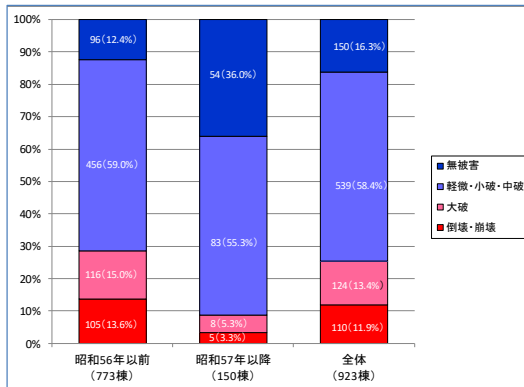
阪神・淡路大震災及び熊本地震共に**昭和56年※1以前の建築物に被害が集中、ただし昭和57年以降の建築物にも大破以上が発生**。熊本地震では**平成12年※2以降の建築物においても大破以上が発生**。

※1 昭和55年建築基準法施行令の一部改正(昭和56年6月1日施行)

※2 平成10年建築基準法の一部改正(残分)及び平成12年建築基準法施行令の一部改正(平成12年6月1日施行)

阪神・淡路大震災における建築物被害

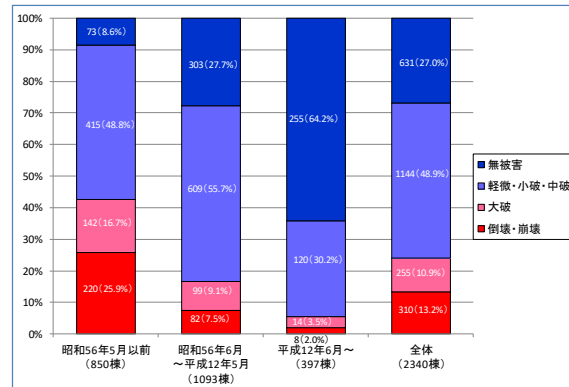
中央区(神戸市)の特定の地域を対象とした悉皆調査による。



出展: 平成7年 阪神・淡路大震災 建築震災調査委員会中間報告

熊本地震における建築物被害

建築学会によって益城町中心部で調査されたものを精査し、用途が簡易な倉庫、神社等を除いて集計したもの。



出展: 熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)

建築基準法における耐震基準の概要

(4/4)

●平成10年建築基準法の一部改正(残分)及び平成12年建築基準法施行令の一部改正(平成12年6月1日施行)

阪神・淡路大震災の教訓を反映

- 地耐力に応じて基礎を特定。地盤調査が事実上義務化に。(施行令第38条)
- 構造材とその場所に応じて継手・仕口の仕様を特定。(施行令第47条 告示1460号)
- 耐力壁の配置にバランス計算が必要となる。(簡易計算、もしくは偏心率計算(施行令第46条 告示1352号))

●官庁施設の総合計画基準及び同解説(平成8年版)抜粋

耐震安全性の分類	重要度係数(I)※	耐震安全性の目標(構造体)
I類	1.5	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、 <u>人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。</u>
II類	1.25	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、 <u>人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。</u>
III類	1.0	大地震動により、構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、 <u>人命の安全確保が図られている。</u>

※重要度係数(I)は必要保有水平耐力の割増係数